

令和8年度（2026年度） 小郡市保育士就職支援金交付基準

	平成29年6月29日
改正	平成29年8月16日
第二次改正	平成29年11月24日
第三次改正	平成30年 4月 1日
第四次改正	平成31年 4月 1日
第五次改正	令和 2年 4月 1日
第六次改正	令和 3年 4月 1日
第七次改正	令和 4年 4月 1日
第八次改正	令和 5年 4月 1日
第九次改正	令和 6年 4月 1日
第十次改正	令和 7年 4月 1日
第十一次改正	令和 8年 4月 1日

1. 支援金の交付対象者について

- 1-1 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに新たに就職した人。
ただし、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新たに就職した人についても、勤務開始日の属する年度の最後の日の翌日から起算して90日以内であれば交付対象となる。
- 1-2 市内の公立・私立の認可保育所、小規模保育所及び認定こども園に常勤保育士として就職した人（公立保育所の正規職員は対象外。）であり、かつ勤務開始日から2年以上継続して勤務する人。
- 1-3 保育士として1日6時間以上、かつ月20日以上勤務する人。なお、お昼休憩等は「6時間以上」に含みません。
- 1-4 勤務開始日より過去1年以内に、保育士として市内の認可保育所及び小規模保育所に雇用されたことのない人。
- 1-5 保育所等と直接雇用契約を結ぶ人が対象です。人材派遣会社等から派遣される人は対象外です。ただし、派遣社員から直接雇用契約の保育士となった場合は対象となります。
- 1-6 小郡市保育士就職支援金交付要綱第4条に記載の「市税」とは、小郡市の税をいう。

2. 支援金の交付について

- 2-1 支援金の交付は、一人当たり一回限り。就職支援金の申請後、新たに移住支援金の申請はできません。

3. 移住支援金について

- 3-1 移住支援の補助対象となる経費は、保育所等への就職によって転入する場合における引越し費用や引越し先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金、仲介手数料等です。領収書や通帳の写しなど支出内容や金額が確認できるものが必要です。

- 3-2 小郡市に住民登録をしていますが市外に居住していた場合、住民登録は居住地で行うことが原則ですので、移住支援金は対象外です。
- 3-3 小郡市に居住をしていますが住民登録が市外の場合、移住支援金は対象外です。
- 3-4 移住支援の補助対象となる移住時期は、勤務開始日の前後3ヶ月間です。

4. 届出について

- 4-1 次の各号に該当するときは、その事実が発生した日から起算して30日以内にその旨を小郡市に届け出てください。
 - (1) 住所、氏名を変更したとき
 - (2) 休職（産休、育休含む）、復職、退職したとき
 - (3) 保育所等において、常勤保育士として勤務しなくなったとき
 - (4) 市内において勤務従事先を変更したとき
- 4-2 支援金の交付を受けた方は、交付の決定を受けた日から起算して2年を経過するまでの間は、毎年4月1日現在の現況届をその年の4月30日までに小郡市に提出してください。

5. 就職支援金の返還について

- 5-1 勤務開始日から2年以内に退職した場合又は勤務内容の変更等により常勤保育士ではなくなった場合は、就職支援金は全額返還していただきます。
- 5-2 災害、死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合、支援金の返還対象外となります。
- 5-3 勤務開始日から2年以内に契約（勤務期間）が終了し、一定期間後に勤務が開始する場合、「継続して勤務する」とはみなさないのので、就職支援金は全額返還していただきます。
ただし、保育所等に雇用されており、かつ病休、産休、育休等の後に職場復帰する場合は「継続して勤務する」とみなし、支援金の返還対象にはなりません。その場合、休暇取得期間中は勤務期間の2年間に含まず、職場復帰後から再度算定を行います。
- 5-4 臨時職員等、雇用の形態上病休、産休、育休等を取得することが出来ず、病気、出産等のためにやむなく退職しなければならない場合は、退職日（出産の場合は出産日）から1年以内に常勤保育士として勤務を再開する場合に限り、支援金の返還対象にはなりません。ただし、出産のために退職し、子が1歳に到達した時点で、以下のいずれかの条件を満たしている場合については、この限りではありません。
 - (1) 保育所等における保育の利用を希望し、申込を行っているが、生まれた子が1歳に達する後の期間について、当面その実施が行われない場合
 - (2) 生まれた子の養育を行っている当該子の親である配偶者であって、1歳に達する日後子を養育する予定であったものが、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

さらに、生まれた子が1歳6か月に到達した時点でも、上記のいずれかの条件を満たしていた場合は、子が2歳に達する日までに、勤務を再開されるのであれば、支援金の返還対象にはなりません。

4-5のいずれの場合も上記4-4の場合と同様、退職期間中は勤務期間の2年間に含まず、

職場復帰後から再度算定を行います。

- 5-5 人事異動等により、勤務先保育所が変更になった場合は、継続して勤務しているものとみなし、支援金の返還対象にはなりません。

- 5-6 勤務開始日から2年以内に退職し、退職日から3か月以内に市内の別の保育施設等に再就職した場合、1回に限り支援金の返還対象外となります。2回目以降の再就職は支援金の返還対象になります。

6. 申請について

- 6-1 書類不備の場合は申請の受付は出来ません。